

医政歯発0510第1号

令和4年5月10日

各  $\left( \begin{array}{cccc} \text{都} & \text{道} & \text{府} & \text{県} \\ \text{保健所を設置する市} & & & \\ \text{特別} & & & \text{区} \end{array} \right)$  医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長

（ 公 印 省 略 ）

### 歯科技工におけるリモートワークの基本的な考え方について

近年、歯科技工技術の高度化やデジタル化など、歯科技工士を取り巻く状況は大きく変化しており、歯科技工士が働きやすい環境づくりや、歯科技工の業務のあり方の検討や効率化の必要性が指摘されている。

このため、厚生労働省においては、令和3年9月から「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」を開催し、歯科技工におけるリモートワークを行うに当たり必要なルールについて検討を行ってきた。

今般、当該検討会における中間報告を踏まえ、別添のとおり「歯科技工におけるリモートワークの基本的な考え方」をとりまとめたので、貴職におかれてはこれを御了知の上、関係者に対する周知徹底をお願いします。